

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| |
|---|
| <p>事業番号 ◆D-23-1-2</p> <p>事業名 メモリアルゾーン整備事業</p> |
| <p>事業費 総額 688,820 千円 (国費：551,053 千円)</p> <p>内訳：用地費 198,707 千円、設計費 35,630 千円、補償費、21,632 千円、 工事費 432,851 千円</p> |
| <p>事業期間 平成 26 年度～令和 2 年度</p> |
| <p>事業目的</p> <p>南三陸町震災復興計画では、町としてメモリアル機能を有する「震災復興祈念公園」を唯一、市街地の八幡川右岸地域に整備することとしている。この右岸地域においては、今回の震災で犠牲となった方々への追悼と鎮魂の場を創出し、併せて震災の歴史を記憶・伝承することで将来の被害を未然に防ぐ防災教育の場を整え、更には防災訓練を大規模に行うなど多面的な防災機能を有した公園整備を行うものである。</p> <p>当該エリアにおける「祈念公園」の主な整備概要としては、犠牲者の鎮魂の場及び津波被害を繰り返さない歴史文化継承の場として静的空間を持ったメモリアルゾーンを整備するものであり、隣接して整備する一次避難先としての築山と一体で活用することにより、祈念公園として将来に向けた同じ被害を繰り返さない伝承・記憶、メモリアルの場とするものである。 【整備内容】 メモリアルゾーン A=3.1ha</p> |
| <p>事業地区 志津川地区 (別紙地図添付)</p> |
| <p>事業結果</p> <p>住宅高台移転後の跡地を有効活用し、犠牲者の鎮魂の場及び津波被害を繰り返さない歴史文化継承の場として静的空間を持ったメモリアルゾーンを整備した。</p> <p>南三陸町震災復興祈念公園 (メモリアルゾーン整備 A=3.1ha)</p> <p><平成 26 年度～平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計測量 24,503 千円 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地鑑定評価 260 千円 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収 120,449 千円 ・補償費 442 千円 <p><平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収 71,174 千円 ・補償費 21,191 千円 ・工事 2,965 千円 |

<平成 30 年度>

・用地取得 7,084 千円

<平成 29 年度～令和 2 年度>

・工事 429,886 千円

・設計費 10,867 千円

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該事業で整備したメモリアルゾーンは、都市公園事業で整備したエリアを含め、南三陸町震災復興祈念公園として供用され、多くの方が公園に訪れている。

② コストに関する調査・分析・評価

当該事業の一部は平成 24 年 3 月に独立行政法人都市再生機構（以下、UR 都市機構）と締結した東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書及び平成 24 年 8 月に同じく UR 都市機構と締結した東日本大震災に係る南三陸町復興整備事業の推進に関する協力協定書に基づき委託契約を結び都市公園の整備を行った。復興 CM 方式を導入し、UR 都市機構と CMR が連携のもと、工事施工を行い、コストについては事業実施段階で実際に生じた業務原価（コスト）に報酬（フィー）を上乗せして支払いを行うコストプラスフィー契約や原価の透明性や適正さの確保のため、受注者が発注者にすべてのコストに関する情報を開示し、第三者機関による監査を行うオープンブック方式を併用し算出していることから、適正と考えられる。

また、町発注分の工事について、事業費の設計・積算は公共土木工事積算基準等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき入札を行い業者を選定しているほか、買取り地の価格に関しては不動産鑑定業務を実施し、適正な価格設定において措置しているため、適切であると考えられる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

メモリアルゾーン整備事業は、都市公園事業整備と一体で行われ、用地買収が想定よりも遅れたほか、周辺工事の進捗状況に合わせ工程調整が必要となったもので、複数の災害復旧工事や区画整理事業が実施されていたことから、やむを得ないものと判断する。

<想定した事業期間>

測量設計 平成 26 年 12 月～平成 27 年 6 月

用地買収 平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月

建設工事 平成 27 年 10 月～平成 31 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

測量設計 平成 27 年 1 月～平成 29 年 3 月

| | |
|------|-------------------------|
| 建設工事 | 平成 29 年 7 月～令和 2 年 10 月 |
| | ※一時開園 令和元年 12 月 |
| 供用開始 | 令和 2 年 10 月 |

事業担当部局

建設課市街地整備係 電話番号：0226-46-1377

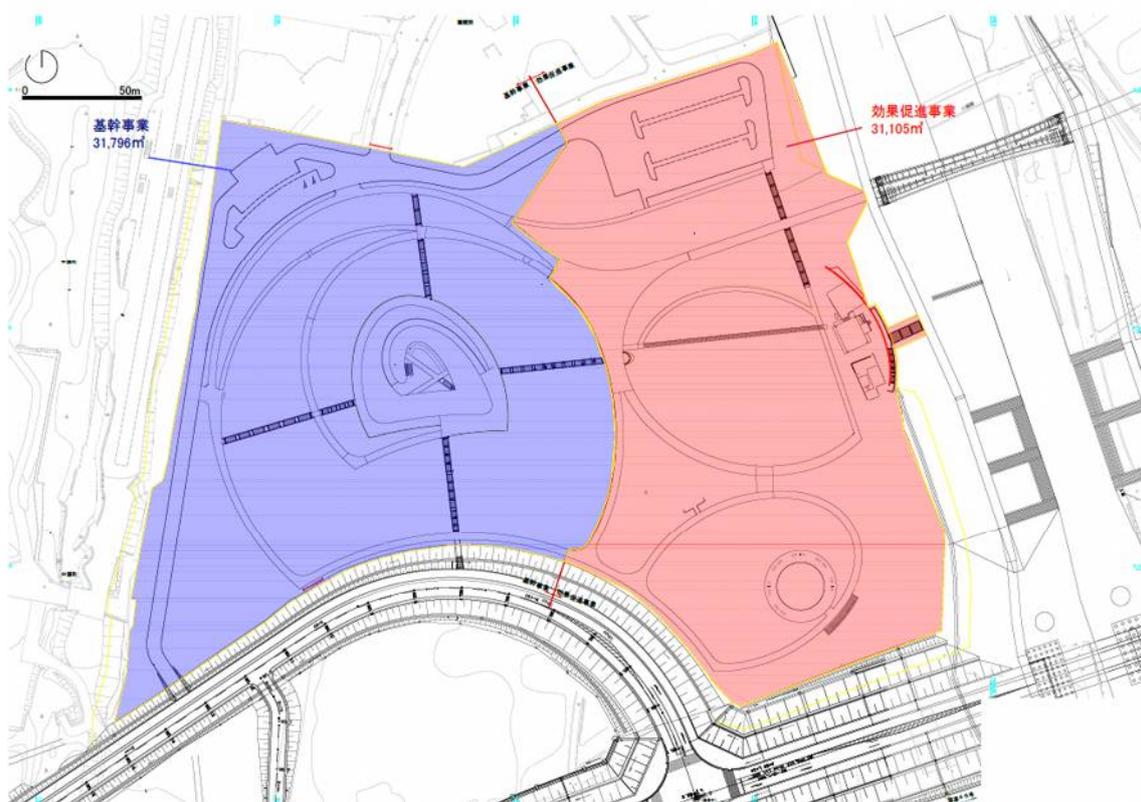
震災前の空撮



整備後の空撮



赤着色部分がメモリアルゾーン整備事業で整備したエリア



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| |
|---|
| <p>事業番号・事業名</p> <p>A-2-3 志津川小学校学校施設環境改善事業（屋内運動場）</p> <p>◆A-2-3-1 志津川小学校学校施設環境改善事業（屋根改修・屋内運動場）</p> |
| <p>事業費 A-2-3 総額 70,729 千円（国費 47,153 千円）</p> <p>◆A-2-3-1 総額 51,424 千円（国費 41,140 千円）</p> <p>（内訳：設計費 7,672 千円、工事費 110,056 千円、工事監理費 4,425 千円）</p> |
| <p>事業期間 平成 25 年度～平成 27 年度</p> |
| <p>事業目的</p> <p>志津川小学校は、津波の著しい被害を受けた地域に隣接し、周辺では、津波復興拠点や防災集団移転の移転先団地が造成されるなど、新しいまちづくりが行われている。当該施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時においては、児童等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、児童等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものである。また、防災強化を進める上では、屋根の腐食により雨漏りや電気設備の漏電などが発生する危険性があるため、一体的な整備として、効果促進事業により屋根の改修を実施する。</p> |
| <p>事業地区 志津川地区</p> |
| <p>事業結果</p> <p>屋内運動場改修項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・屋根改修 ・外部建具硝子改修（強化硝子・硝子留め材） ・内装改修（漏水箇所天井張替） ・高所天井改修 ・設備等改修（照明器具取替・換気改修等） <p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計業務 7,672 千円 (A-2-3) <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事 110,056 千円、工事監理業務 4,425 千円 (A-2-3,◆A-2-3-1) |

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

地震など災害に強い学校施設の環境改善が図られたことから児童等の安全が確保された。また、効果促進事業により防災機能が強化されたことから、有事の際には学校施設のみならず地域一帯の避難先としても指定されていることから、適正な事業実施と判断できる。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は国県の積算基準及び建設物価等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき制限付き一般競争入札により業者の選定を行っており、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

学校側との工事着手時期の調整に時間を要し、調査設計から建設工事の着手まで1年遅らせての施工となった。工事の発注にあたっては夏休みなどの休校期間に集中して工事ができるよう学校運営や施工業者に配慮されており、かつ集中的に工事を実施することが可能となり、想定した工期よりも短期間で工事を終えることができたことから、事業手法は適切なものとする。

<想定した事業期間>

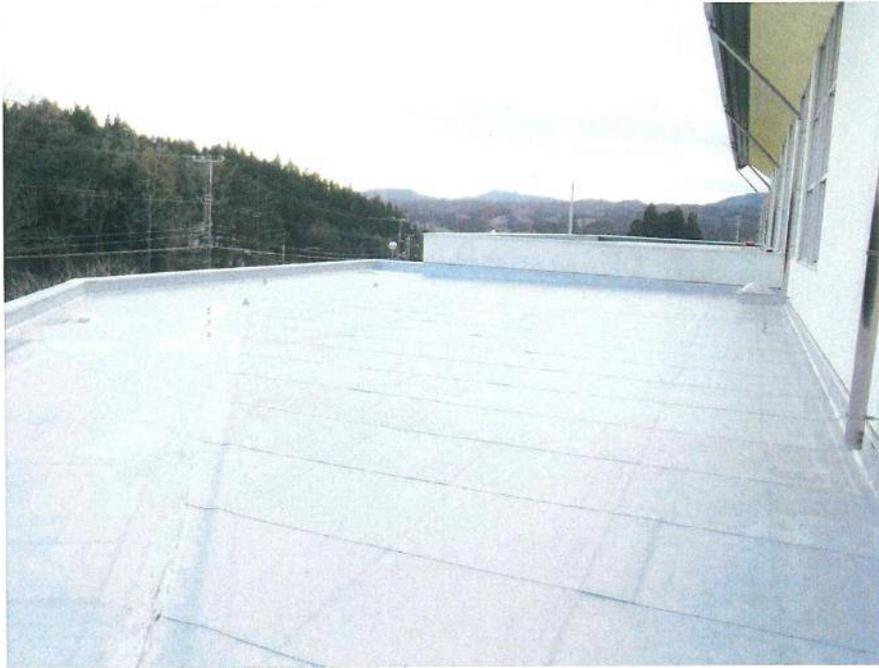
| | |
|--------|-----------------|
| 調査設計業務 | 平成26年1月～平成26年3月 |
| 工事監理業務 | 平成26年7月～平成27年3月 |
| 建設工事 | 平成26年7月～平成27年3月 |

<実際に事業に要した事業期間>

| | |
|--------|------------------|
| 調査設計業務 | 平成26年2月～平成26年3月 |
| 工事監理業務 | 平成27年7月～平成27年12月 |
| 建設工事 | 平成27年7月～平成27年12月 |

事業担当部局

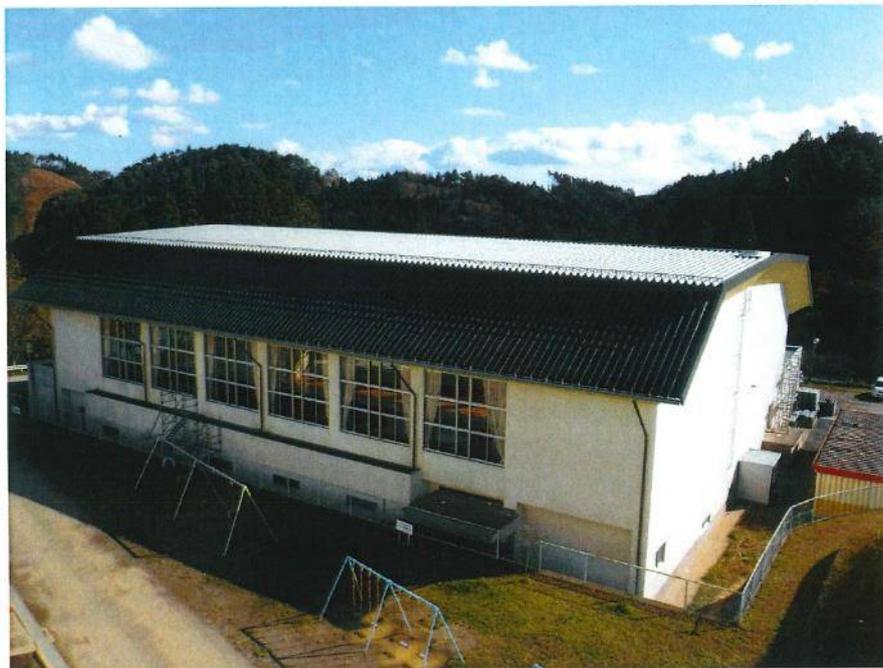
教育委員会事務局 学務係 電話番号：0226-46-2604



工種: 防水改修

場所: 屋内体育館

状況: 完成



工種: 屋根改修

場所: 屋内体育館

状況: 完成



工種: 内装改修(天井・塗装)

場所: 屋内体育館

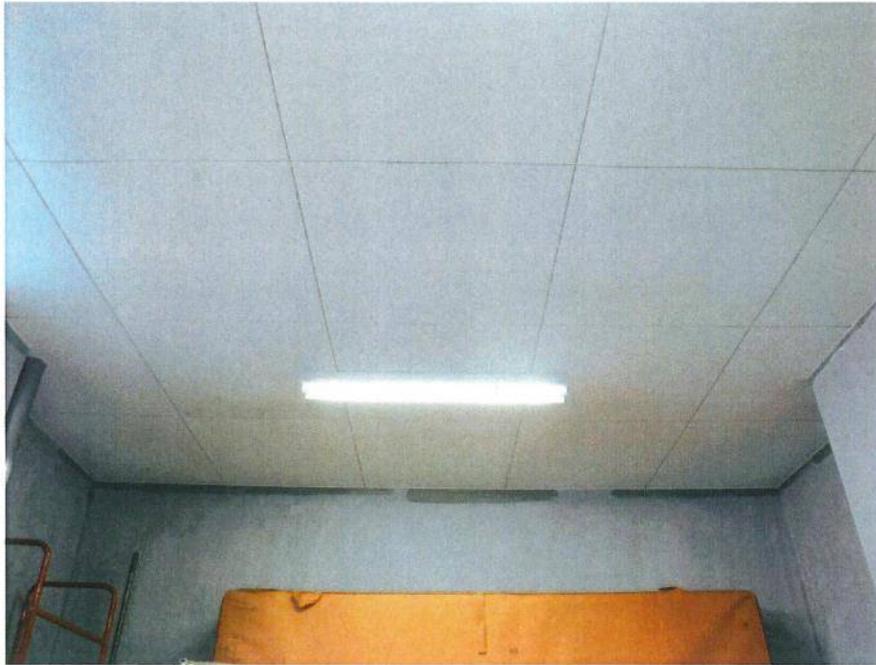
状況: 完成



工種: 軒天改修

場所: 屋内体育館

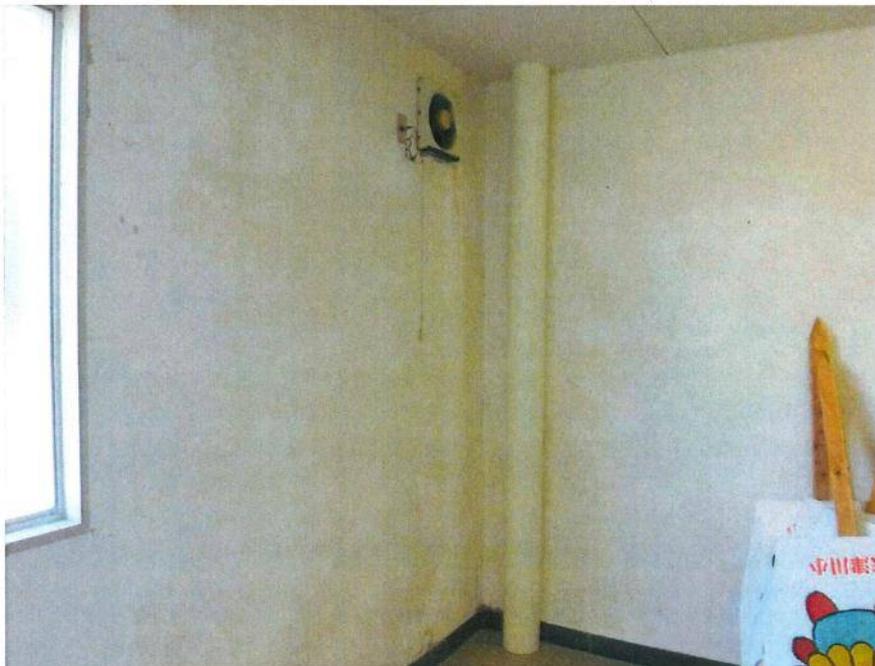
状況: 完成



工種: 1F天井改修

場所: 屋内体育館 器具室

状況: 完成



工種: 内部樋改修

場所: 屋内体育館 男子更衣室

状況: 完成

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| |
|---|
| <p>事業番号 D-5-1・D-5-2</p> <p>事業名 災害公営住宅家賃低廉化事業 災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）</p> |
| <p>事業費 D-5-1 総額 3,126,263 千円（国費：2,735,473 千円） D-5-2 総額 133,290 千円（国費：110,235 千円）</p> |
| <p>事業期間 平成 26 年度～令和 2 年度</p> |
| <p>事業目的</p> <p>東日本大震災により住宅を失い、自立再建が難しい町民を対象に安定した生活と住宅を確保するため、町内に災害公営住宅を整備・供給を進めており、住宅に入居する低所得者に対し、住居の安定を図るため、災害公営住宅家賃低廉化事業を実施するものである。</p> <p>事業地区 志津川・歌津・戸倉・入谷地区</p> |
| <p>事業結果</p> <p>平成 26 年度に完成した公営住宅から制度を適用し、令和 2 年度までの 7 年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 7/8（管理開始 6 年目以降は 5/6）である総額 3,259,553 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者の居住の安定に寄与した。</p> <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 37,754 千円 （歌津・入谷地区） <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 83,068 千円 （歌津・入谷・戸倉地区） <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 318,985 千円 （志津川・歌津・入谷・戸倉地区） <p><平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 648,894 千円 （志津川・歌津地区・入谷・戸倉地区） <p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 731,385 千円 （志津川・歌津・入谷・戸倉地区） <p><令和元年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 680,478 千円 （志津川・歌津・入谷・戸倉地区） ・D-5-2 42,971 千円 （歌津・入谷地区） <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・D-5-1 625,701 千円 （志津川・歌津・入谷・戸倉地区） ・D-5-2 90,319 千円 （歌津・入谷・戸倉地区） |

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和 2 年度末時点で 626 世帯が本制度を活用しており、収入超過者等を除く多くの入居者に対して低廉な家賃で住宅を提供することができたことは、被災者の生活再建に大きく寄与したものと考ええる。

<事業対象世帯の内訳>

- ・入谷復興住宅 42 世帯
- ・名足復興住宅 26 世帯
- ・枳沢復興住宅 16 世帯
- ・伊里前復興住宅 51 世帯
- ・戸倉復興住宅 75 世帯
- ・志津川東復興住宅 223 世帯
- ・志津川中央復興住宅 120 世帯
- ・志津川西復興住宅 73 世帯

② コストに関する調査・分析・評価

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱に基づき事業費を積算しており、適正なものと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

最初の災害公営住宅が建設された平成 26 年度から、予定どおり実施されており、制度を利用するうえでの手続きを軽減する措置など、被災者に配慮された事業手法は、適切なものと考ええる。

<想定した事業期間>

制度適用期間 平成 26 年 10 月～令和 3 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

制度適用期間 平成 26 年 10 月～令和 3 年 3 月

事業担当部局

建設課営繕係 電話番号：0226-46-1377

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| |
|--|
| 事業番号 D-6-1 |
| 事業名 東日本大震災特別家賃低減事業 |
| 事業費 総額 344,340 千円 (国費：258,250 千円) |
| 事業期間 平成 26 年度～令和 2 年度 |
| 事業目的 東日本大震災により住宅を失い、自立再建が難しい町民を対象に安定した生活と住宅を確保するため、町内に災害公営住宅を整備・供給を進めており、住宅に入居する低所得者に対し、住居の安定を図るため、東日本大震災特別家賃低減事業を実施するものである。 |
| 事業地区 志津川・歌津・戸倉・入谷地区 |
| 事業結果 平成 26 年度から 7 年間、下記のとおり事業を実施した。 <平成 26 年度> 7,081 千円 (歌津・入谷地区) <平成 27 年度> 16,015 千円 (歌津・戸倉・入谷地区) <平成 28 年度> 44,659 千円 (志津川・歌津・戸倉・入谷地区) <平成 29 年度> 79,877 千円 (志津川・歌津・戸倉・入谷地区) <平成 30 年度> 73,034 千円 (志津川・歌津・戸倉・入谷地区) <令和元年度> 63,739 千円 (志津川・歌津・戸倉・入谷地区) <令和 2 年度> 59,938 千円 (志津川・歌津・戸倉・入谷地区) |
| 事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 令和 2 年度の当該事業の対象世帯は 424 世帯であり、災害公営住宅に入居している世帯の半数以上を占めていた。また、町独自の減免制度と組み合わせることにより、特に収入の少ない入居者に対してきめ細かい支援を行うことができ、被災者の住居の安定に寄与した。 ② コストに関する調査・分析・評価 東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱に基づき事業費を積算しており、適切なものと判断する。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 最初の災害公営住宅が建設された平成 26 年度から予定通り事業を実施できており、手続や経済的負担を軽減することで、住宅に入居しやすい環境づくりに繋がった。 |

<想定した事業期間>

平成26年10月～令和3年3月

<実際に事業に要した事業期間>

平成26年10月～令和3年3月

事業担当部局

建設課営繕係 電話番号：0226-46-1377

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

| |
|--|
| 事業番号 C-4-4 |
| 事業名 被災地域農業復興総合支援事業（廻館地区） |
| 事業費 総額 234,744 千円（国費：176,058 千円） 内訳：工事費 177,625 千円、機械器具費 57,119 千円 |
| 事業期間 平成 27 年度～平成 30 年度 |
| 事業目的 沿岸部で被災した農業者を受け入れ、農業施設や資機材、附帯設備、農業用機械等の整備を行い、組織的な営農を進め、地域農業の復興を目指したもの。 東日本大震災による津波により、多くの農家が農機具などを流出し営農ができな いため、農地の復旧と併せて農業機械や農業施設を整備することにより生産者を支 援し、農業の再生を図ることを目的とする。 |
| 事業地区 志津川廻館地区（地図添付） |
| 事業結果 東日本大震災の津波で被災した農地の単なる原形復旧ではなく、農業生産基盤 の整備や農地の集約化を進め、効率的な営農による地域農業の復興を求める関係 農家との話し合いにより、宮城県が施行する「農山漁村地域復興基盤総合整備事 業」（ほ場整備）を活用した農地整備を行った。 整備された農地においては、各地区において営農組合を組織し、町が事業主体と なり本事業を活用し、農業施設や農機等の導入を推進した。 営農組合の組織化では、組合の規約、活動計画、収支予算、役員選出、導入予定 機械、機械導入スケジュール、格納庫設置場所、機械利用料及び借地料等の組合ル ール作り、作付計画など営農再開に向けての会議を行った。 農業施設及び農業機械は使用貸借契約を締結し、組合員が共同で利用すること により、農家個人の負担を軽減するなど地域農業の復興への一助とすることがで きた。 |
| 【主な会議・打合せ関係】 廻館営農組合 平成 26 年度 15 回 160 人、平成 27 年度 15 回 131 人、 平成 28 年度 13 回 127 人、平成 29 年度 13 回 91 人、 平成 30 年度 12 回 92 人 |
| 【農業施設整備状況】 ・平成 27 年度 <u>ハウレンソウ生産施設等建設工事</u> ネギ・ハウレンソウ作業場 1 棟 97.2 m ² ネギ育苗ハウス（1 棟 68.1 m ² 、ハウレンソウハウス（4 連棟）2 棟 2,368.8 m ² ） |

ハウレンソウハウス（3連棟）1棟 888.3 m²

水源設備、配管設備、電気設備

契約額： 74,520,000 円

仮契約日：平成 28 年 2 月 22 日、本契約日：平成 28 年 3 月 11 日

変更契約：平成 28 年 3 月 18 日、平成 27 年 8 月 25 日

工期：平成 28 年 2 月 23 日～平成 28 年 9 月 30 日

・ 平成 27 年度 ホウレンソウ生産施設附帯工事

灌用水タンク設置（3,000ℓ×3 基）及び給水工事

契約額： 1,544,400 円

契約日：平成 29 年 2 月 2 日

工期：平成 29 年 2 月 3 日～平成 29 年 3 月 24 日

・ 平成 28 年度 農業生産施設等建設工事

機械格納庫 2 棟 194.4 m²

作業場 2 棟 291.6 m²

水稻育苗ハウス（2連棟）1棟 453.6 m²

キャベツ育苗ハウス 1 棟 437.4 m²

水源設備一式、配管設備一式、電気設備一式

契約額： 41,580,000 円

契約日：平成 29 年 1 月 16 日、変更契約：平成 29 年 3 月 23 日

工期：平成 29 年 1 月 17 日～平成 29 年 3 月 31 日

・ 平成 29 年度 水稻乾燥調製施設建設工事

軽量鉄骨プレハブ建築工事 120.96 m²

10ha 規模乾燥機（5t×2 基）

附帯設備

地盤補強工事（環境パイル工法）、側溝、場内盛土及び整地工事、

水源設備、配管設備、電気設備

契約額： 56,052,000 円 ⇒ 59,851,440 円

仮契約日：平成 29 年 11 月 2 日

変更仮契約：平成 29 年 12 月 18 日、平成 30 年 1 月 22 日

変更本契約：平成 30 年 3 月 9 日

工期：平成 29 年 11 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日

・ 平成 29 年度 水稻乾燥調製施設建設工事委託業務（用地測量）

廻館地区水稻乾燥調製施設建設用地の測量

契約額： 129,600 円

契約日：平成 29 年 11 月 20 日

工 期：平成 29 年 11 月 21 日～平成 29 年 12 月 8 日

【農業機械導入状況】

・平成 27 年度 施設用農業機械導入業務

トラクター (24ps) 1 台
プラソイラ (2 本爪) 1 台
ライムソワー (散布幅 1.8m) 1 台
掘取機 (けん引型、掘取刃幅 630mm、作業幅 470mm) 1 台
コンビシーダー (6 条播) 1 台
管理機 (7ps) 1 台
自走マニユアスプレッタ (積載量 0.6t) 1 台
予冷庫 (2 坪) 1 台

契 約 額： 6,219,180 円

契 約 日：平成 28 年 3 月 11 日

納入期限：平成 28 年 12 月 30 日

※契約額 6,219,180 円の内、コンビシーダー・管理機 (7ps) 購入に係る経費 794,880 円については、効果促進事業にて対応

・平成 28 年度 農業機械導入業務

トラクター、畦塗機、溝掘機、ホイールローダー、育苗器、播種機、田植機、予冷庫、野菜播種機、野菜移植機、乗用管理機、クローラ運搬車
自走ハイクリブームスプレーヤー、ねぎ皮むき機

契 約 額： 39,528,000 円

契 約 日：平成 29 年 2 月 24 日

納入期限：平成 29 年 3 月 24 日

・平成 29 年度 水稻収穫機械等導入業務

コンバイン (70ps、キャビン仕様) 1 台
コンバイントレーラー (5t 積) 1 台
穀類搬送機(1,350ℓ) 2 台
テッダ (作業幅 4.5m) 1 台
レーキ (作業幅 3m) 1 台
自走ラッピングマシン (14ps) 1 台

契 約 額： 12,166,200 円

契 約 日：平成 29 年 6 月 7 日、本契約日：平成 29 年 6 月 26 日

納入期限：平成 29 年 8 月 31 日

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

会議は、宮城県が施行する「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」における圃場整備工区において開催する合同委員会（実行委員会・換地委員会・評価委員会）の委員（宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所、農業振興部、本吉農業改良普及センター、JA南三陸営農生活部、南三陸町）が出席し、営農再開にむけた生産体制を確立するとともに、情報共有しながら地域農業の復興を進めた。

被災農地の復旧に際しては農家の高齢化や後継者不足が深刻な問題であったため、農地の集約化と組織化は、意欲ある農家にとっては生産体系の効率化によりメリットも大きく、離農を検討していた農家にとっても新たな担い手として期待される。

② コストに関する調査・分析・評価

農機は、地域の農業者と協議を重ねたうえで、必要な機械及びその数量を決定した。その購入にあたっては、南三陸町財務規則等に基づき制限付き一般競争入札により業者を決定した。

農業施設は、公共建築工事積算基準に基づき、積算・設計を行っており、契約業者の決定については、制限付き一般競争入札による契約であり、事業費は適正なものだと判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

施設の工事については、追加した水稻乾燥調製施設工事が平成30年度までかかると想定していたが、平成29年度末に完成することができた。契約方法等については、南三陸町財務規則等に基づき制限付き一般競争入札により選定しており、事業費は適切なものと判断される。

用地測量については、水稻乾燥施設用地の測量業務であり、南三陸町財務規則等に基づき見積書を徴収により選定しており、事業費は適切なものと判断される。

機械等導入業務については、国のコメ政策に沿った取り組みや新たに土地利用型野菜の取り組みを行うため、ほ場整備事業により整備されたほ場に必要な農業用機械等の種類、性能及び数量を、地元農業者等との協議が重ねられ、期間内に導入を終えており、事業手法は適切なものと判断される。

〈想定した事業期間〉

| | |
|------------|-------------------|
| 施設整備工事 | 平成28年2月～平成30年10月 |
| 委託業務（用地測量） | 平成29年10月～平成29年12月 |
| 機械等導入業務 | 平成28年3月～平成29年8月 |

〈実際に事業に有した事業期間〉

| | |
|------------|-------------------|
| 施設整備工事 | 平成28年2月～平成30年3月 |
| 委託業務（用地測量） | 平成29年10月～平成29年12月 |
| 機械等導入業務 | 平成28年3月～平成29年8月 |

被災地域農業復興総合支援事業_ハウレンソウ生産施設等

ハウレンソウハウス（4連棟2棟、3連棟1棟）

着工前

完成



ネギ・ハウレンソウ作業場（1棟）

着工前

完成



ネギ育苗ハウス（1棟）

着工前

完成



被災地域農業復興総合支援事業_農業生産施設等

キャベツ育苗ハウス（1棟）

着工前



完成



水稲育苗ハウス（2連棟1棟）

着工前



完成



水稲作業場ハウス（1棟）

着工前



完成



機械格納庫（2棟）、キャベツ作業場ハウス（1棟）

着工前



完成



被災地域農業復興総合支援事業_水稲乾燥調製施設
着工前



完成



農業機械器具等導入業務

【廻館地区 平成 27 年度】



【廻館地区 平成 28 年度】



【廻館地区 平成 29 年度】

